

「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に
関するワーキング・グループ」
(第5回)

平成28年11月29日
10時00分～
協会第4会議室

議 案

1. 再発防止策の検討について
2. その他

以 上

「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定について（案）

規則案	備考
社債券の私募等の取扱い等に関する規則 （目的） 第 1 条 この規則は、協会員が行う審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等において、当該社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、協会員における市場仲介機能としての適切な態勢整備を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 社債券 次に掲げる有価証券をいう。 イ 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する社債券 ロ 金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち、イに掲げる有価証券の性質を有するもの 2 審査規定等対象社債券 別表 1 に定める社債券をいう。 3 私募等の取扱い等 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。 イ 私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号イに該当するものを除く。以下同じ。）若しく	【対象有価証券】 ・私募債関連事案の再発防止のため、すべての有価証券を対象としたうえで多くの有価証券を適用除外とするのではなく、規則の対象を社債券の一部に絞って規定する。 【対象行為】 ・法定開示がなされない有価証券の投資家に販売する行為である①私募又は少額公募の取扱い等、②私売出し又は少額売出しの取扱い等（①及び②のセカンダリー取引を含む。）を対象とする。 ・本規則の対象となる社債券の定義を設ける。 ・「私募等の取扱い等」から、適格機関投資家に対する行為を除く。

規則案	備考
(モニタリング) 第6条 協会員は、私募等の取扱い等を行った場合には、審査規定等対象社債券について別表3に定めるところにより、当該社債券のモニタリングを行うとともに、相当な理由のない限り保護預りしなければならない。 (情報提供) 第7条 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うにの勧誘際して、顧客（適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。）を除く。次項において同じ。）に対して、別表4に定めるところにより情報の提供をしなければならない。 2 協会員は、審査規定等対象社債券を当該協会員において保護預りをしているの私募等の取扱い等を行った場合には、顧客に対して別表5に定めるところにより情報の提供をしなければならない。 (勧誘開始基準) 第8条 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。この条において同じ。）に対し、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等に係る販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。	考えられる。 ・別表3は、確認項目・確認手法を規定。 ・別表4は、勧誘時の情報提供項目を規定 ・別表5は、販売後の定期的情報提供項目、提供頻度、提供方法を規定 ・他社からの移管等により保護預りを行う場合にも情報提供を行う必要がある。 ・勧誘開始基準については、投資勧誘規則5条の2を改正。なお、規則の見落としを防ぐ観点から、本規定にも定めを置く。

規則案	備考
(禁止行為) 第 9 条 協会員は、第 5 条に規定する審査規定等対象社債券の審査の結果、私募等の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該社債券の私募等の取扱い等をしてはならない。 2 協会員は、第 5 条に規定する審査の結果、第 6 条に定める審査規定等対象社債券のモニタリングを行えることを確認できない場合には、当該社債券の私募等の取扱い等をしてはならない。 (特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い) 第 10 条 特別会員は、会員からの委託を受けて、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う場合には、当該会員の本規則の遵守状況を確認したうえで、当該会員に対して第 5 条から第 7 条に規定する行為の全部又は一部の委託を行うことができる。 付則 (平 28. ○. ○)	・情報提供することができることを確認できない場合に私募等の取扱い等を行ってはならないものと考えられる。 ・モニタリングの結果、顧客に私募等の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、顧客に私募等の取扱い等をしてはならないと考えられる。 ・モニタリングを継続することができなくなった場合又は顧客に対して情報提供ができなくなった場合にも、顧客に当該社債券の私募等の取扱い等をしてはならないと考えられる。 ・特別会員が会員から私募等の取扱い等の委託を受けて投資勧誘を行うに際し、発行会社への審査・モニタリング及び情報提供を当該会員に委託することなどを想定。

規則案	備考
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に行う私募等の取扱い等に係る審査規定等対象社債券についてのの私募等の取扱い等から適用する。	

別表 1

(別表 1) 第 2 条第 2 号に規定する審査規定等対象社債券

内容
審査規定等対象社債券は、以下に掲げるものを除く社債券をいう。 ①発行者が以下のいずれかに該当する社債券 イ 国内の取引所金融商品市場に有価証券を上場している者 ロ 適格外国金融商品市場（外国証券の取引に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する適格外国金融商品市場をいう。）に有価証券を上場している者 ハ 第一種金融商品取引業者、特別金融商品取引業者グループ（金商法第 57 条の 2 に規定する特別金融商品取引業者及びその子法人等の集団をいう。）若しくは指定親会社グループ（金商法第 57 条の 12 第 3 項に規定する指定親会社及びその子法人等の集団をいう。）に属する者、銀行、銀行持株会社グループ（銀行法第 2 条第 13 項に規定する銀行持株会社及びその子法人等の集団をいう。）に属する者、保険会社、保険持株会社グループ（保険業法第 2 条第 16 項に規定する保険持株会社及びその子法人等の集団をいう。）に属する者又は証券金融会社 ニ 外国証券業者（金商法第 58 条に規定する外国証券業者をいう。）、外国において銀行法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる業務を行う者、外国保険業者（保険業法第 2 条第 6 項に規定する外国保険業者をいう。）又は G-SIFIs（金融安定理事会（FSB）によりグローバルなシステム上重要な金融機関として公表される Systemically Important Financial Institutions をいう。）及びその子法人等の集団に属する者 ホ 登録信用格付業者（金商法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。）又はその特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の 3 第 2 項に規定する「特定関係法人」をいう。）により信用格付（金商法第 2 条第 34 項に規定する信用格付をいう。）を取得しており、当該信用格付が投資適格以上である者（当該社債券の発行後遅滞なく信用格付が付与されることが予定されている場合を含む） ② 以下のいずれかに該当する社債券 イ 振替債（振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第 2 条第 2 項に規定する者をいう。）又は外国の法令等に準拠し振替業（同法第 3 条第 1 項に規定する業務をいう。）若しくはそれに類する業務を行っている者が取り扱う旨を定めた社債券をいう。） ロ 国内の取引所金融商品市場又は適格外国金融商品市場に上場されているプログラム情報に基づき発行される又は発行された社債券 ハ 上記①に掲げるいずれかに該当する者の子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいい、発行者が外国会社の場合はそれに相当する者をいう。）が発行する社債券 ニ 上記①に掲げるいずれかに該当する者の保証が付されている社債券（当該社債券に係る発行者の債務の履行について全額保証されるものに限る。） ホ 資産の流動化を目的として発行する社債券につき、登録信用格付業者又はその特定関係

内容
法人により投資適格以上の信用格付を取得している社債券及び当該社債券の発行者が当該社債券と同一の資産の流動化を目的とした案件につき発行された信用格付を取得していない社債券（信用格付を取得していないことを顧客に説明する場合に限る。） へ プロジェクトファイナンスに伴い発行される以下のいずれかに該当する社債券 (1) 上記①イ又はその子会社が 20%以上の出資をし、かつ、上記①に掲げるいずれかに該当する者の出資の合計が全体の過半を占める者の発行する社債券 (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 8 条第 2 項に定める公共施設等の整備等又は運営等を実施する民間事業者である者の発行する社債券 ト 金商法第 3 条第 4 号又は第 5 号に掲げる有価証券 ③ 以下のいずれかを担保証券債券としてリパッケージした社債券（ただし、担保証券債券が適切な証券集中振替機関（CSD）に預託されている場合に限る。） イ 上記①に掲げる者が発行する有価証券 ロ 上記②に該当する社債券 ハ 金商法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する有価証券 ニ 金商法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち、同項第 1 号から第 3 号に掲げる有価証券の性質を有するもの

別表 2

(別表 2) 第 5 条に規定する社債券の審査について

項目	内容
1. 審査項目 (1) 社債券 (資産の流動化を目的として発行される債券を除く。)	次に掲げる事項を審査のうえ、適否を判断する。 1 発行者の实在性及び当該発行者が行う事業の实在性 ・発行者の登記事項証明書の確認、所在地への訪問、経営者へのヒアリングを行うことなどにより発行者の实在性や当該発行者が行う事業の实在性を審査する。 2 発行者の財務状況の健全性 ・適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況の健全性について審査する。 ・必要に応じて、財務健全化への取組み状況について、例えば、経営者や財務担当役員者等に対してヒアリングを行い、審査する。 3 発行者の事業計画の妥当性 ・事業計画書等を入手し、事業計画の妥当性を審査する。 ・例えば、経営方針、基本戦略、販売計画、利益計画及び資金計画等に加えて、事業計画の実現可能性等について審査する。 4 発行者の企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況 ・組織・人員体制の審査を行い、会社の機関設計の妥当性を審査する。 ・例えば、経営者や業務の遂行責任者へのヒアリングを行うことにより、法令遵守状況及びコンプライアンス体制の適切性を審査する。 5 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・発行者及びその関係者（例：当該発行者とその親子等の関係にある会社や、その発行者の役員。当該発行者の主な取引先）が反社会的勢力に該当しないかを審査する。 6 調達する資金の使途 ・事業計画と資金繰り表等との整合性を審査するとともに、例えば、経営者や財務担当役員者等へのヒアリングを行うことにより資金使途を審査する。 7 募集又は売出しの潜脱目的の該当性 ・同一の発行者が一定の期間に私募を複数回行っている場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を審査する。 8 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・保証契約書又は社債券面に記載される保証文言を確認しを受領し、保証

項目	内容
	内容・保証条件等について審査し、保証契約の履行可能性のある契約となっているかを審査する。 ・発行者に対する上記 1 及び 2 に該当する審査と同様に、保証者に対して実在性や財務状況の健全性の審査を行いつつ、当該財務状況の健全性等から保証履行能力を審査する。 9 モニタリングの実行可能性 別表 3 に定めるところにより、社債券をモニタリングできる状況にあることを審査する。 10 その他協会員が必要と認める事項
(2) 資産の流動化を目的として発行される債券	次に掲げる事項を審査のうえ、適否を判断する。 1 債券発行及び発行後の事務に重要な役割を果たす者（以下「アレンジャー」という。）の実在性及び業務遂行能力 ・アレンジャー等（アレンジャー以外に当該社債券の発行に関与する者が存在する場合は、その者を含む。以下「アレンジャー等」という。）の登記事項証明書の確認、所在地への訪問、責任者へのヒアリング、過去の取扱い事業の審査、財務状況や信用力を調査することなどにより、アレンジャー等の能力・資質、体制等の実在性及び業務遂行能力を審査する。 ・例えば、発行者及び原保有者が取得する手取金が本スキーム以外のことに充当されないことや、発行者やアレンジャー等との間で利益相反が行われていないことなどコンプライアンス体制等の適切性を審査する。 2 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 スキームに応じ、例えば、以下に掲げる事項を審査することが可能な資料を入手し審査する。 ・資産を流動化するスキームの妥当性 ・事業計画（資金調達、対象資産の取得、それによる利益計画等） ・裏付となる資産の内容及び市場特性 ・優先劣後構造 ・流動性補完、信用補完の状況 ・クレジットイベントの内容 ・裏付となる資産の実在性及び回収状況 ・発行価格及び利率の妥当性 ・発行者及び原保有者が取得する手取金の使途

項目	内容
	※セカンダリーの取引を行う場合には、上記事項について審査することが可能な資料をアレンジャー等より定期レポート等により継続的に入手可能であることを審査する。 3 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・発行者、アレンジャー等及びその関係者（例：当該発行者又はアレンジャー等とその親子等の関係にある会社や、当該発行者又はアレンジャー等の役員。当該発行者やアレンジャー等の主な取引先など）が反社会的勢力に該当しないかを審査する。 4 募集又は売出しの潜脱目的の該当性 ・同一のアレンジャーによる類似した発行者が一定の期間に私募を複数回行っている場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を審査する。 5 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・保証契約書又は社債券面に記載される保証文言を確認を受領し、保証内容・保証条件等について審査し、保証が確実になされる契約となっているかを審査する。 ・発行者に対する上記（１）１及び２に該当する審査と同様に、保証者に対して実在性や財務状況の健全性を審査する。 6 モニタリングの実行可能性 別表 3 に定めるところにより、社債券をモニタリングできる状況にあることを審査する。 7 その他協会員が必要と認める事項
２．審査の対象外とすることができる社債券	審査規定等対象社債券のうち、以下のいずれかに該当するものは、審査の対象外とすることができる。（規則第 6 条によるモニタリング若しくは規則第 7 条各項による情報提供を行えない場合又は別表 2 の 1．審査項目に不適格な事由を把握している場合を除く。） ① 既に自社において規則第 5 条により審査済の社債券 ② 会員が有価証券に対して「有価証券の引受け等に関する規則」に準じて引受審査を実施した社債券

別表 3

(別表 3) 第 6 条に規定する社債券のモニタリングについて

項目	内容
1. モニタリング項目・頻度 (1) 社債券(資産の流動化を目的として発行される債券を除く)	次に掲げる事項について確認することにより、モニタリングを行う。 1 発行者が行う事業の状況 ・年に1回以上、事業報告等を入手し、事業計画の内容が適切に遂行されているかを確認するとともに、必要に応じて、例えば、所在地への訪問、経営者へのヒアリング等を行うことなどにより、発行者が行う事業の実在性を確認する。 2 発行者の財務状況の健全性 ・年に1回以上、適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況を把握した上で、その健全性について確認をする。 ・財務状況を必要に応じて、例えば、経営者や財務担当役員者等に対してヒアリングを行うことなどにより、財務健全化への取組み状況について確認する。 3 発行者の企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況 ・適宜、組織・人員体制の確認を行い、会社の機関設計の変更の有無を確認する。 ・変更の規模や変更理由に応じて、例えば、経営者や業務の遂行責任者へのヒアリングを行うことにより、法令遵守状況及びコンプライアンス体制の適切性を確認する。 4 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・適宜、発行者及びその関係者(例：当該発行者とその親子等の関係にある会社や、その発行者の役員。当該発行者の主な取引先や主要株主など)が反社会的勢力に該当しないかを確認する。 5 調達した資金の使途 ・年に1回以上、事業計画と資金繰り表等との整合性を確認するとともに、例えば、経営者や財務担当役員者等へのヒアリングを行うことにより資金使途を確認する。 ・事業報告を確認した結果、資金調達時の事業計画より大きく遅延していることや異なる資金使途に利用していることが見受けられた場合などについては、改めてその影響や事業計画の実現可能性等について確認する。

項目	内容
	6 募集又は売出しの潜脱目的の該当性 ・適宜、同一の発行者が私募を複数回行っていることがないか確認し、ある場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を確認する。 7 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・適宜、保証契約の変更有無を確認するなどにより、保証契約の履行可能性に変化がないかを確認する。 8 その他協会員が必要と認める事項
(2) 資産の流動化を目的として発行される債券	次に掲げる事項について確認することにより、モニタリングを行う。 1 アレンジャー等の実在性及び業務遂行能力 ・適宜、アレンジャー等の所在地への訪問、責任者へのヒアリング、取扱い事業の確認、財務状況や信用力の変化を調査することなどにより、アレンジャー等の関係者の能力・資質、体制等の実在性及び業務遂行能力に変化がないか確認する。 ・年に1回以上、発行者の財務諸表等を入手し、財務内容を把握した上で、その健全性について確認をする。 ・必要に応じて、例えばアレンジャー等に対してヒアリングを行い、健全化への取組み状況について確認する。 2 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 ・適宜、資産の流動化のスキームに変化がないか確認する。 ・適宜、資産の流動化のスキームの適切性（例えば、社債券の発行により調達した資金使途の適切性や、取得した資産の実在性及び毀損度合、計画していた資産が調達できているか、利益が計上できているか）を確認する。 3 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・適宜、発行者、アレンジャー等及びその関係者（例：当該発行者又はアレンジャー等とその親子等の関係にある会社や、当該発行者又はアレンジャー等の役員。当該発行者やアレンジャー等の主な取引先など）が反社会的勢力に該当しないかを審査する。 4 募集又は売出しの潜脱目的の該当性 ・適宜、同一のアレンジャーによる類似した発行者が一定の期間に私募を複数回行っていることがないか確認し、ある場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を確認する。 5 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性

項目	内容
	・適宜、アレンジャー及び保証者へのヒアリングを行うなど、保証契約の履行可能性について確認する。保証契約に変更がある場合には、保証契約書を受領し、保証内容・保証条件等について確認し、保証が確実になされる契約となっているかを確認する。 6 その他協会員が必要と認める事項

別表 4

(別表 4) 第 7 条第 1 項に規定する情報提供について

項目	内容
1. 情報提供項目	
(1) 社債券 (資産の流動化を目的として発行される債券を除く。)	1 発行者の財務状況 ・適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況等について情報提供する。 ・別表 2 の審査により、必要に応じて、追加確認した内容を情報提供する。 2 発行者の資金使途及び事業計画 ・事業計画書等を用いて、資金使途及び事業の状況について情報提供を行う。 ・例えば、倒産するリスクやその発行する社債券が無価値となるリスク等があることの情報提供を行う。 3 保証者がいる場合には、保証契約の保証内容・保証条件等 ・保証者がいる場合には、保証内容・保証条件等について情報提供を行う。 4 その他の事項 ・別表 2 の審査により、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項がある場合には、当該事項を分かりやすく情報提供する。
(2) 資産の流動化を目的として発行される債券	1 アレンジャー等の概要 ・アレンジャー等の概要について情報提供を行う。 2 資産の流動化のスキーム ・資産の流動化のスキームについて情報提供を行う。 ・例えば、倒産するリスクやその発行する社債券が無価値となるリスク等があることの情報提供を行う。 3 資金使途及び事業計画 ・事業計画（資金調達、対象資産の取得、それによる利益計画等）について情報提供を行う。 ・資金使途の情報提供にあたっては、社債券の発行に要する費用を明示する。 4 保証者がいる場合には、保証契約の保証内容・保証条件等 ・保証者がいる場合には、保証内容・保証条件等について情報提供を行う。 5 その他の事項 ・別表 2 の審査により、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項がある場合には、当該事項を分かりやすく情報提供する。

別表 5

(別表 5) 第 7 条第 2 項に規定する情報提供について

項目	内容
1. 情報提供 項目・頻度 (1) 社債券 (資産の流動化を目的として発行される債券を除く)	1 発行者が行う事業の状況 ・年に 1 回以上、発行者が作成した事業報告等を情報提供する。 ・別表 3 のモニタリングにより、必要に応じて、追加確認した内容（例えば、資金使途について異なる使途に使われていることが判明した場合には、その旨及びそれによる影響をいう。）を情報提供する。 2 発行者の財務状況 ・年に 1 回以上、発行者が作成した適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を情報提供する。 ・別表 3 のモニタリングにより、必要に応じて、追加確認した内容を情報提供する。 3 その他の事項 ・別表 3 のモニタリングにより、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項が判明した場合には、速やかに投資者に情報提供する。
(2) 資産の流動化を目的として発行される債券	1 資産の流動化の状況 ・年に 1 回以上、事業報告等のためアレンジャー等が作成した定期レポートや決算報告書等を情報提供する。 ・別表 3 のモニタリングにより、必要に応じて、追加確認した内容（例えば、資金使途について異なる使途に使われていることが判明した場合には、その旨及びそれによる影響をいう。）を情報提供する。 2 その他の事項 ・別表 3 のモニタリングにより、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項が判明した場合には、速やかに投資者に情報提供する。
2. 情報提供の方法	(1) 情報提供は、以下のいずれかの方法により行う。 ① 書面の送付 ② ファクシミリ装置を用いた送信 ③ 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④ インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 (2) 上記 (1) ②から④に定める方法により情報提供する場合、当該方法により情報提供することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法により情報提供することにつ

項目	内容
	いて事前に通知を行うこともできる。 (3) 上記(1)④の方法により情報提供する場合には、発行者等のウェブサイトに掲載する方法によることを含むものとする。
3.自社が私募等の取扱い等を行ったものではない審査規定等対象社債券を保護預りしている場合	(1) 他の協会員から移管を受ける場合には、予め以下の事項を実施する。 ・移管後に当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことが想定される場合は、規則第5条に規定する審査を行う。 ・上記にかかわらず、当該審査規定等対象社債券について規則第6条に規定するモニタリングが可能であることを確認する。 ・上記審査又は確認の結果、モニタリングの実施及び規則第7条第2項の情報提供が行えないことが明らかとなった当該審査規定等対象社債券については原則として移管を受け付けない。 ・上記審査又は確認の結果、モニタリングの実施及び規則第7条第2項の情報提供が行えないことが明らかとなった場合でも、移管元協会員によりモニタリングの実施及び当該顧客への情報提供が実施されることが約された場合は移管を受け入れることができる。 (2) 顧客から審査規定等対象社債券の保護預りを委託された場合には、予め以下の事項を実施する。 ・保護預り後に当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことが想定される場合は、規則第5条に規定する審査を行う。 ・上記にかかわらず、当該審査規定等対象社債券について規則第6条に規定するモニタリングが可能であることを確認する。 ・上記審査又は確認の結果、モニタリングの実施及び規則第7条第2項の情報提供が行えないことが明らかとなった当該審査規定等対象社債券については原則として保護預りを受け付けない。 ・上記審査又は確認の結果、モニタリングの実施及び規則第7条第2項の情報提供が行えないことが明らかとなった場合でも、投資者保護上やむを得ないと認められる場合は、保護預りを行うことができる。

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 28 年 11 月 29 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（勧誘開始基準） 第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。 1～3 （ 現行どおり ） 4 「<u>社債券の私募等の取扱い等に関する規則</u>」第 2 条第 2 号に規定する審査規定等対象社債券に係る販売（同条第 3 号に規定する私募等の取扱い等に該当するものに限る。）	（勧誘開始基準） 第 5 条の 2 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。以下この条及び次条において同じ。）に対し、次の各号に掲げる販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、当該各号に掲げる販売ごとに勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。 1～3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）
＜以下は、「投信法」の定義を移動させる所要の整備＞	
（取引開始基準） 第 6 条 （ 現行どおり ） 1・2 （ 現行どおり ） 3 新投資口予約権証券（外国投資証券のうち、新投資口予約権証券に類するものを含み、<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>（以下「投信法」という。）第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てに係る新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるものを除く。以下同じ。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。） 4～9 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） （内部者登録カードの整備等） 第 15 条 （ 現行どおり ） 1 次に掲げる者 イ （ 現行どおり ） ロ 上場投資法人等（上場会社等のうち、<u>投信法</u>第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の執行役員又は監督役員	（取引開始基準） 第 6 条 （ 省 略 ） 1・2 （ 省 略 ） 3 新投資口予約権証券（外国投資証券のうち、新投資口予約権証券に類するものを含み、<u>投信法</u>第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てに係る新投資口予約権証券であって、当該新投資口予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるものを除く。以下同じ。）の売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。） 4～9 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） （内部者登録カードの整備等） 第 15 条 （ 省 略 ） 1 次に掲げる者 イ （ 省 略 ） ロ 上場投資法人等（上場会社等のうち、<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>（以下「投信法」という。）第 2 条第 12 項に規定する投資法人をいう。以下

改 正 案	現 行
ハ (現行どおり) 2 ～ 10 (現行どおり) 2 ～ 7 (現行どおり)	同じ。) の執行役員又は監督役員 ハ (省 略) 2 ～ 10 (省 略) 2 ～ 7 (省 略)
付 則 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。	

「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定について（案）

平成 28 年 12 月 ○ 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 制定の趣旨

いわゆるディスクロージャー誌については、投資者が日常的に金融商品取引業者の財務的な健全性等を知ることができるようにする趣旨から、法令上、公衆縦覧が求められている¹ところである。

しかしながら、昨今、必ずしも取引営業店が近隣にない場合や、投資者が営業時間内に営業店を訪問できないような場合もあり、説明書類を店頭に備え置く方法のみでは、投資者が説明書類を閲覧することが困難となっているなど、実効性確保の観点から問題が認められている。

以上の状況に鑑み、ディスクロージャー誌の開示を強化する観点から、公表方法として広く一般に普及しているインターネットを利用した公表を進めるため、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」を制定することとする。

2. 規則制定の骨子

1. ディスクロージャー誌について、「自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法」と「本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法」のいずれかの方法により、公表することを義務付ける。（第 2 条第 1 項）
2. 本協会は、「本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法」を選択した会員等については、ディスクロージャー誌の PDF ファイルを本協会のホームページに掲載することとし、「自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法」を選択した会員等については、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置（ディスクロージャー誌の PDF ファイルの掲載又は本協会のホームページに、当該ディスクロージャー誌の掲載場所のリンクを設定すること）を講じる。（第 2 条第 2 項）

3. 施行の時期及び猶予期間

この規則は、平成 29 年 3 月 20 日から施行し、同日以後に最初に終了する事業年度に係るディスクロージャー誌の公表から適用する。

¹ 金融商品取引法第 46 条の 4 により、金融商品取引業者は、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないとされている。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成 28 年〇月〇日（〇）から平成 28 年〇月〇日（木）17:00 まで（必着）

② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則の制定に関する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人名又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部（TEL 03-3667-8470）

以 上

「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」の制定について（案）

規則案	備考
業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則 （目的） 第1条 この規則は、会員及び特定業務会員（以下「会員等」という。）の業務及び財産の状況に関する説明書類（金融商品取引法第46条の4に規定する説明書類をいう。以下「説明書類」という。）の公表方法を定めることにより、会員等の業務及び財産の状況の透明性を高め、もって顧客の投資判断の一助となすとともに、投資者保護に資することを目的とする。 （インターネットを利用した公表） 第2条 会員等は、説明書類について、金融商品取引法第46条の4に定めるところにより縦覧に供している又は公表しているかにかかわらず、次の各号に定めるいずれかの方法により、公表しなければならない。 1 自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。） 2 説明書類を本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法 2 本協会は、前項第2号により会員等から依頼を受けた説明書類を本協会のホームページに掲載するとともに、前項第1号により公表している説明書類について、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置を講じるものとする。	・第1項第1号の「その他のインターネットを利用した方法」には、例えば、会員等のグループ会社のホームページへの掲載等、検索サイト等で「会社名+“説明書類”（又は“ディスクロージャー誌”）」での検索により当該説明書類が閲覧可能となるウェブサイトへの掲載が考えられる。 ・第2項は、本協会のホームページを通じて、投資者が全ての会員の説明書類を閲覧できる環境を構築することを宣言している。 ・第1項で第2号を選択した会員等については、本協会のホームページに当該説明書類のPDFファ

規則案	備考
付則（平 28. ○. ○） この規則は、平成 29 年 3 月 20 日から施行し、同日以後に最初に終了する事業年度に係る説明書類の公表から適用する。	イルを掲載する。第 1 号を選択した会員等については、当該会員等の説明書類の掲載場所（URL）を掲載する又は当該説明書類の PDF ファイルを掲載する方法のいずれかを行う（下記参照）。 ・ 上記掲載は、当該会員等が定款施行規則第 6 条第 1 項第 33 号に基づき協会に提出した説明書類又は当該説明書類のリンク先の URL を協会ホームページに掲載する。したがって、本規定により、会員等が新たに協会に説明書類（又はリンク先の URL）を提出する必要はない。

『社債券の私募等の取扱い等に関する規則』の制定について（案）」等に対する意見募集の結果について

第4回会合（平成28年10月28日開催）における議論を踏まえ、事務局において規則の修正案を作成し、意見照会を行いました。

その結果、以下のとおり皆様よりご意見をいただきました。また、皆様よりご提出いただきましたご意見に対する事務局の回答を併せて記載させていただきました。

<意見照会>

1. プロジェクトファイナンス等の除外事項について

前回会合<検討事項4>において、プロジェクトファイナンス等の場合、複数の上場会社等が共同で設立する場合に適用除外として取扱うことについてご議論いただきました。本件につきまして、新・別表1②への追加の要否も含め、規定案についてご意見をいただきたいと思います。いずれかに「○印」を付記のうえ、理由をご回答ください。

（回答欄）

1. 規定を設ける必要はない。（0社）

2. 規定を設けるべき（8社）

項番	規定案	意見の理由	事務局の考え方
1	上記①に該当する者の出資比率の合計が3分の2以上である者の発行する社債券	出資者の大半が上記①に該当するのであれば、レピュテーションリスクに鑑み、何ら責任をとらないことは考えにくい。【A社】	プロジェクトファイナンスに伴い設立されたSPCが発行する社債券は、外形的には今回の事案に類似するものであり、単に上記①に該当する者の出資比率が過半（又は3分の2）を超えることのみでは、再発防止策として有効に機能しないものと考え
2	出資者の（大半（50%超））が上記①に該当する者の発行する社債券	【B社】	
3	上記①に該当する者によって出資比率の過半を占める主体が発行する社債券	除外を謳うため【C社】	

項番	規定案	意見の理由	事務局の考え方
4	弊社において PFI 関連の取扱は、現状、ございません。本項目に関して、優良企業が共同で設立（出資）した案件の証券化商品を想定した場合、全てに適用するのは本来の目的を超えたガイドラインとなると考えます。例えば、『除外対象（①記載事項）に該当する企業等の出資割合の合計が 50% 以上の場合』などの除外規定が考えられます。	【D 社】	られます。 一方、上場会社の持分法適用会社（上記①イ又はその子会社が 20% 以上の出資を行う者）は、上場会社からの一定の統制を受けていると考えられることから、当該者が存在することに加え、出資者の過半が上記①に該当するものである場合には、適用除外とすることができると考えられます。
5	上記①に該当する者が合算で議決権の 50% 以上を保有する者が発行する社債券	上場会社等が発行体に関してコントロールを保有している場合、本規則の規制の主眼である詐欺的事案である可能性は典型的にないといえるため 【E 社】	これを踏まえ、規定を修正します。
6		出資者が責任をもつとの提案趣旨は理解できるので、一定の条件をつけて除外してはどうか。【F 社】	
7	以下の規定を併記。（各々が「または」の条件であるため、「へ」「ト」「チ」として規定することを想定。既存の「ト」は「リ」に変更） (1) 上記①に掲げるいずれかに該当する出資者で 20% 以上の議決権を有する者が存在し、且つ、上記①に掲げるいずれかに該当する出資者の合計の議決権が全体の 50% 超を占める者の発行する社債券	プロジェクトファイナンスは、ノンリコースを基本としており複数の上場会社等により S P C が設立されるケースも多い。これに対応した規定が認められない場合、今後のスキーム組成上、選択肢が狭められる等の実務影響が懸念される。【G 社】	(1) について、同上。 (2) について、PFI 法で規定される管理者等（地方公共団体の長等）による選定フローを経ていることから、除外対象に含めることといたします。 (3) について、再発防止策の有効性を考えた際、単にアレンジャーが上記

項番	規定案	意見の理由	事務局の考え方
	(2) 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第8条第2項に定める公共施設の整備または運営等を実施する民間事業者である者の発行する社債券 (3) 公的不動産・交通インフラ等の社会インフラ事業、及びエネルギー関連事業、又これに準じる事業等を裏付け資産として発行した社債券で、当該ファイナンスのアレンジャーに上記①ハ又はニに掲げる者が就任している社債券		①ハ又はニに掲げる者であることのみをもって、規則の適用除外とすることはできないと考えられます。
8	①プロジェクトファイナンスの場合 ・発行者と資産運用委託契約等を締結する者が上記①イからホのいずれかに該当する場合 (プロジェクトファイナンスの場合、発電事業等のプロジェクトファイナンスの実質的スポンサーは、発電所等の資産運用・管理を担っているのが通常のケースとなる) ②コンセッションの場合 ・代表企業がイからホのいずれかに該当する場合 ・勧誘先が発行者の株主に限定されている場合 (コンセッションの出資分には売買制限があり、売買可能なポーションとしてメザニン部分を設定し、劣後ローンは貸金業法上出資者が行えないため、劣	・プロジェクトファイナンス等におけるスキームは多様であり、主たる事業会社と SPC 等の関係が必ずしも親子関係にない場合も想定されるが、以下の規定案の社であれば、主体的に責任を取るものと考えられる。【H社】	再発防止策の有効性を考慮し、項番7の事務局の考え方のおりとさせていただきます。

項番	規定案	意見の理由	事務局の考え方
	後社債として当該メザニン部分を取得するために、劣後社債を用いている。）		

3. その他（1社）

項番	規定案	意見の理由	事務局の考え方
9		当社としては想定されるスキームが現状無いため、規定がなくとも構わないが、何らかの規定を設けるとすると、継続開示会社や上場会社の連結対象会社だけを以っては適用除外とならないことを勘案すると平仄が取れなくなるものと思料。 【I社】	発行体又は裏付け資産の適切性が客観的に確保されていると考えられるものについては、除外対象とすることは可能と考えます。 一方、継続開示会社については必ずしも適切性が客観的に確保できないとの意見を踏まえ、除外対象としておりません。 なお、上場会社の子会社は除外対象としています。

2. その他

その他、規則案の修正等についてご意見があれば、ご回答をお願いします。

(回答欄)

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
10	全般	今般、再発防止の趣旨を踏まえつつ、WG 参加者の識見を纏め本規則の適用除外債券を限定列挙したが、今後、金融技術の進展や様々な規制の変更に伴い、本規則の適用除外となるに相応しい債券、スキームが出現する可能性は十分に考えられる。そうした状況において、限定列挙されていないが協会規則制定の趣旨に鑑みて適用除外と認めて頂けるような枠組みについて、条文上明記して頂ければ有難い。似て非なる話ではあるが、例えば「有価証券の引受け等に関する規則」第 36 条においては、規則の適用除外の蓋然性や協会への書面届出、協議の旨が明記されており、明瞭性の観点から参考にはなると思われる。	左記参照 【H 社】	今般の規則の適用除外とする有価証券については、法令規則等により財務状況の開示が義務付けられており、かつガバナンスやコンプライアンス態勢の整備が求められている発行者が発行する有価証券や、本規則で規定する審査により確認すべき事項がすでに確保されていると客観的に考えられる有価証券や、これらと同等考えられる有価証券を本WG委員からご提案いただき、WG 議論を踏まえて制定したものです。 現時点で想定される有価証券は検討のうえ、適当と考えられるものは取り込まれているものと考えますが、現在の除外要件に該当しない（例えば振替債にも該当しない

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
				など）新たなスキームについて、当該協会員及び本協会のみで適用除外の適否について判断することは困難であると思われます。 また、そのような事務局に知見のないスキームを事務局の責任において適用除外と判断することはできず、新たなスキームがでてくるのであれば、改めて識者による議論を踏まえ、規則改正の手続きを取ることにしたいと考えます。
11	規則第2条3項	私募等の取扱い等の定義を以下のように修正してください。 （訂正部分赤字） 3 私募等の取扱い等 次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。但し、金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家のみに対し、勧誘が行われるものを除く。	これまでのWGでの議論において、適格機関投資家に対する勧誘に関しては本規則の適用は除外されるというのが合意事項であったと理解しております。適格機関投資家のみに対する私募は、適格機関投資家向け私募に限られず、少人数私募の形態によることも可能であるところ、原案のままですると、適格機関投資家向けに少人数私募による勧誘・販売を行った場合にも、	本規則においては、「私募等の取扱い等」を行う場合にはあらかじめ審査を行うことを求めています。 少人数私募の形態をとる場合には、その対象に一般投資家が含まれる可能性があることから、結果的に適格機関投資家のみとなったとしても、あらかじめ審査を行うことが必要と考えます。

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
		イ 私募（金商法第2条第3項第2号イに該当するものを除く。以下同じ。）若しくは私募の取扱い、又は発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われない有価証券の募集若しくは募集の取扱い ロ 金商法第2条第4項第2号イ乃至ロ若しくはハに該当する売付け勧誘等又は発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われない有価証券の売出し若しくは売出しの取扱い（イにより販売された有価証券に係る売付け勧誘等を含み、金商法第4条第1項第4号に規定する売出し又は発行者による買戻しのために行う売付け勧誘等を除く。）。	本規則が適用されることになります。しかも、顧客に対する情報提供のために行われるはずの審査義務は生じるにもかかわらず、情報提供はしなくてよいという本規則の基本的な建付け（審査/モニタリング→情報提供）とは異なる形で適用されることになると思取れますが、それは事務局の意図とは異なると拝察いたします。 異なる角度から見た場合、同じ適格機関投資家向けに勧誘・販売を行うにも係らず（つまり、保護すべき法益に変わりはない）、私募の形態が何であるかにより、規制がかかるか否かの違いが生じるということになってしまうのは不合理ではないかと考えます。【E社】	（緑マーカー部分は事務局修正）
12	第2条第3項ロ	括弧書き内の「イにより販売された有価証券に係る売付け勧誘等を含み」及び「発行者による買戻しのために行う売付け勧誘等を」は不要ではないか。	前者は、私売出しもしくは売出しに該当する行為だと考えられ、後者は金商法施行令第1条の7の3第1項第10号で売出し除外行為に該当すると考	後者についてはご指摘のとおりです（そもそも当該行為は法2条4項2号ハに含まれない）。前者についてはワーキングにおいて、いわゆ

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
			えられるため。【F 社】	るセカンダリー取引を除外したいとのご意見も見られたことから、セカンダリーも対象となることを明確化するために記載したものです。しかしながら、文理上ご指摘のとおりですので、セカンダリーが含まれることについてはパブリックコメント等で明確化してまいります。
13	第7条第1項	「の勧誘」は不要ではないか。	第2条第3項の「私募等の取扱い等」の定義に含まれるため。【F 社】	第7条は説明を行うタイミングを明確化することを目的としているため、「勧誘に際して」を記載していましたが、ご指摘を受け「私募等の取扱い等を行うに際して、」に修正いたします。
14	第7条第2項	「顧客」を「顧客（私募等の取扱い等の相手方となって社債券を取得し、かつ、当該社債券を保有していることを当該私募等の取扱い等を行った協会員が確認できる者）」としてどうか。	販売後の情報提供の相手方を「顧客」と規定しているが、「顧客」の範囲が明確ではないため。【F 社】	ご指摘を受け、情報提供すべき顧客の範囲を「協会員において審査規定等対象社債券を保護預りしている顧客」とすることを検討いたします。これにより、移管等により当該協会員の保護預りとなった顧客も情報提供の対象者となることとな

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
				ります。これは、販売後の情報提供の潜脱行為（他の協会員への移管を促す行為等）を防止する目的です。一方、ご指摘の「当該社債券を保有していることを当該私募等の取扱い等を行った協会員が確認できる者」はその範囲を特定することが難しく、義務として規定することは難しいと考えます。
15	別紙 1（別表 1） 審査規定等対象外とすることができる社債の範囲 ①ハ	信託社債については、その発行体は①ハの「銀行」に含まれ、審査規定等対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	信託社債は、通常の社債と同様、会社法に基づいて銀行が発行する債券と認識しているため。【I社】	ご理解のとおりです。
16	別紙 1（別表 1）①ハ	「指定親会社グループ」は不要ではないか。	指定親会社は現状 2 社しかなく、両社の傘下証券会社はいずれも特別金融商品取引業者である為、両社共に「特別金融商品取引業者グループの	②ハについて、「上記①の親会社」としたのは誤りで、正しくは、「上記①の子会社」でした。 指定親会社は、金商業者ではあり

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
			親会社」(②ハ)で読めることから、重複感がある一方、銀行持株会社や保険持株会社はそのグループ会社は含まれていない為、持株会社とそのグループへの監督の範囲からしても、平仄が合っていない。【I 社】	ませんが、グループで資本規制を受けていることから原案どおりといたします。 一方、銀行、銀行持株会社及び保険持株会社も同様に、グループで資本規制を受けているため、除外対象に含めます。
17	別紙 1(別表 1) ①ニ	「G-SIFIs」はFSBのリストに掲載されている金融機関のグループ企業と理解して良いか。	G-SIFIs はグローバルに各金融グループ全体を監督しているものであり、グループ企業の発行するものは全て審査不要としても問題無いと考える一方、リストにはその究極親会社のみ掲載されていることから、解釈に疑義が生じないように、確認致したい。【I 社】	ご理解のとおりです。明確化のため、一部修正します。
18	別表 1 ②ハ	以下の修正をお願いします。 (修正前) ハ 上記①のいずれかに掲げる者の親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいい、発行者が外国会社の場合はそれに相当する者をいう。)が発行する社債券	前回までの規則案では、①の子会社が発行する債券が除外とされておりましたが、今回から①の親会社が発行する債券に変わってしまっています。この点につきましては、何らかの間違いではないかと思われ、ご修正のほど、	ご指摘のとおりです。 「上記①のいずれかに掲げる者の子会社が発行する社債券」に修正いたします。

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
		(修正後) ハ 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいい、発行者が外国会社の場合はそれに相当する者をいう。以下同じ。）が上記①イからホのいずれかに該当する者が発行する社債券 (注：前回までの規則案に戻す)	お願いいたします。【E社】	
19	別表1 ②ニ	「上記①のいずれかに掲げる者の子会社（…）の保証」から「上記①イないしホのいずれかに掲げる者またはその子会社（…）の保証」にすべきではないか。	保証契約は信用補完の一手法として広く認められているところであり、発行者である場合は審査規定等対象債券から除外されながら、保証体となる場合には除外されないのは論理的ではない。持株会社傘下に無い銀行による保証債は多数存在している。【F社】	ご指摘を踏まえ、保証体が上記①に該当するものは、上記①と同等の信用リスクと考えられることから、除外の対象に含めます。 なお、本規定は、例えば「上場子会社の保証を受けた非上場親会社発行の社債券」を除外しようとしたものであり、上記①の子会社が資本関係のない他社の保証を行うものまで含める意図ではないことから、「上記①のいずれかに掲げる者の保証が付されている社債券」に修正します。

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
20	別紙 1 (別表 1) ②ホ	「及び当該社債券と同一の資産～」は「及び当該社債券の発行者が当該社債券と同一の資産～」とすべきではないか。	意味の明確化の為。【I 社】	ご指摘を踏まえ修正します。
21	別紙 1 (別表 1) ②ホ	資産の流動化を目的とした SPC が発行する社債で、同一の資産を担保に繰り返し社債を発行するケースを指すものか。または、いわゆるトランシェ化した案件で一度の発行の中で、主要なクラスでは格付を取得しつつも、スーパーシニアや劣後部分等で格付を取得しないケースを指すものか。または、その両方か。	意味の明確化の為。【I 社】	本規定は、ご指摘のうち後者を想定しております。
22	別表 1 ③	本文の「担保債券」を「担保証券」としてはどうか。	イの「上記①又は②に該当する有価証券」に対応するため。【F 社】	ご指摘を踏まえ修正します。
23	別紙 1 (別表 1) ③	「(ただし、担保債券が適切な証券集中振替機関(CSD)に預託されている場合に限る。)」は、「(ただし、担保債券が②のイに該当する場合に限る。)」と変更した方が良いのではないか。	②イの「振替機関又は外国の法令等に準拠し振替業もしくはそれに類する業務を行っている者」には日銀や保振の他、Q&A で Euroclear や ClearStream、DTCC 等が入る旨示されると伺っているが、それならば「適切な証券集中振替機関(CSD)」と相違は無いものとする。【I 社】	②イについては、「振替債」を扱う振替機関・それに類する者として、口座振替による決済を担う者(FMI 原則における SSS(証券決済システム))を想定しております。一方、リパッケージ債における担保証券の預託先は FMI 原則における社債券の権利の管理を担う CSD(証券集中振替機関)を想定しております。

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
				す。 一般的に、SSS と CSD は兼業する 場合が多いと考えられますが、範囲が 異なる可能性もあると考えられる ことから原案といたしました。
24	別紙 1 (別表 1) ③	当該リパッケージ社債自身も、②のイの振替債 であるべき。	本邦内で販売されているリパッケー ジ社債は、SPC 債か信託社債の形態を とっているものとするが、信託銀行 の監視の目がある信託社債は兎も角 として、SPC 債の場合、単にその担保 債がイ～ニに該当することのみを以 て、審査対象外とするのは、①や②と のバランス (①や②には発行体に対す る当局や金融機関等の一定の監視・デ ューデリが入っていることを要件と している) に比べて軽いのではない か。レセプト債事件の発行体が SPC 債で社債券を発行したか又は発行体 の名簿管理であったことを鑑みれば、 リパッケージ社債自身も振替債であ	リパッケージ社債そのものが振替 債に該当しない場合であっても、適 切に管理されるものは除外でき ると考えられます。 担保証券が「適切な証券集中振替機 関 (CSD)」(FMI 原則を遵守してい る CSD を想定しております。) に預 託されることにより、適切性が担保 されるところから、原案どお りいたします。 (なお、リパッケージ社債が振替債 に該当するものは②イに該当し、信 託社債に該当するものは①ハに該 当すると考えられます。)

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
			るべきと考える。【I 社】	
25	別表 2 1. (1) 8	保証債が発行されるときには、社債権者と保証体との間で、保証契約があるわけではないため（券面が発行される場合には、保証体が券面に保証体として署名する）、書きぶりの修正が必要だと思います。その他の項目にも保証契約の存在を前提とした記載が散見されますので同様に修正が必要と考えます。	コメント再掲 左記コメントについて事務局より、「発行者と保証者の間には、保証契約があるものと考えておりますので、当該保証契約を確認するものと考えますが、そのような保証契約は存在しません。保証契約関係は、債権者である社債権者と保証体との間に生じるからです。社債の保証の場合は、社債券面に記載される保証文言がこれに該当しますが、単に保証するとだけ記載されるのみで、精査すべき「契約」のようなものとは異なります。 なお、事務局がおっしゃる発行体と保証体の契約はあるとすれば、保証委託契約（発行体が、保証体に対し、社債権者に対する保証をするように委託をする契約）ですが、これは保証料率	保証債については、社債権者の権利として、保証者に代位弁済を求めることができることを確認することが重要であると理解しています。 保証者が適切に保証する意思と、いざという時の保証履行の確認が必要だと考えますので、「債券面に記載される保証文言を確認」する旨を追加いたします。

項番	該当資料・該当箇所	ご質問・修正意見の内容	意見の理由	事務局の考え方
			等を定めるなど社債権者の権利義務に影響を及ぼすものではありませんし、そもそも親子保証の場合など保証委託契約がないことが通常であると思います。 このように取引の実態と異なることが規則化されることに懸念がございますので、意見として述べさせていただきます。【E社】	

(注) ご記入いただいた氏名等の個人情報につきましては、本意見等に関する確認及び連絡以外の目的で利用することはありませんので、念のため申し添えます。

以 上